



各 位

上場会社名 TOWA株式会社

代表 者 代表取締役社長 西村 永和

コード番号 6315 (東証・大証1部)

問合せ先責任者 執行役員管理本部長 岸本 昌利

TEL (075) 692 - 0251

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、 平成23年6月29日開催予定の第33回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

## 1、変更の理由

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結できる規定を設けるものであります。

## 2、変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3、日程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 29 日 (予定) 平成 23 年 6 月 29 日 (予定)

以上

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変  更  案
(取締役の責任免除) 第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に より、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者 を含む。)の責任を法令の限度において、 免除することができる。	(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、取締役会の決議によって、同法第 423条第1項の取締役(取締役であった者 を含む。)の責任を法令の限度において、 免除することができる。
(新設)	2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に より、社外取締役との間に、同法第 423 条 第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契約に基づ く賠償責任の限度額は、法令が規定する額 とする。